

# セメントへの廃棄物利用増加を目指し JIS 規格改正 経済産業省



経済産業省はセメントの原料・燃料に汚泥、焼却灰などの産業廃棄物を積極的に使用していくために、平成 15 年 11 月 20 日付けでセメントの JIS 規格(JIS R5210 ポルトランドセメント)を改正しました。

従来の規格では廃棄物中の塩化物イオンが鉄筋の腐食原因になるとして廃棄物の使用可能量に制限を設けていましたが事前調査結果で、0.035%に引き上げてもコンクリート中の鉄筋が腐食しないと確認されていました。その為、今回の改正では塩化物イオンの許容値を 0.02%以下から 0.035%以下に引き上げました。

なおこの改正の結果、セメント1トン当たりの廃棄物等の受入れ量は従来の 311 キログラムから 400 キログラムに増加することが可能になり、年間のセメント原料として廃棄物受入総量は 2,500 万トンから 3,000 万トンに増加する見込みです。

資料: 2003年11月21日付 EIC ネット

総務部 横山 美代子

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

